

PCI データセキュリティ基準オンサイト監査業務約款

第1条(総則)

1. 本約款は、国際マネジメントシステム認証機構株式会社(以下「当社」といいます)が、PCIデータセキュリティ基準〔Payment Card Industry Data Security Standard〕(以下「PCI DSS」といいます)の要求事項に適合するクレジットカード会員情報を取り扱う情報システム(以下「カード会員情報システム」といいます)を持つ者(以下、「契約者」といいます。)に対して、当社のオンサイト監査を実施するための諸条件を定めるものです。なお、以下では、本約款に基づいて当社と契約者との間で成立する契約のことを「利用契約」といいます。
2. 本約款は、オンサイト監査に関連して、当社と契約者の間に生ずる全ての関係行為に対して適用するものとします。
3. 本約款に用いられる文言は、他に特段の定義がなされない限り、PCIセキュリティ基準審議会〔PCI Security Standard Council〕(以下「PCI SSC」といいます)作成のPCI DSSにおいて用いられる意味によるものとします。
4. 当社及び契約者は、本約款に定める義務を誠実に履行することに同意するものとします。
5. 当社は本約款を変更することがあります。この場合、本約款の変更に伴う提供条件(料金その他を含む)の変更は、特段の定めがない限り、本約款の変更と同時に、自動的に全ての利用契約に適用されるものとします。なお、本約款の変更に際しては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し事前にその内容を告知します。(告知は、当社のWebページなどで行います。)

第2条(監査)

1. 契約者は、契約者にとって機密事項に相当するもの及び立ち入り不可能な事務所、作業エリアが存在する場合は、予め当社に報告するものとします。
2. 契約者は、当社がオンサイト監査を行うにあたり、次の各号に定める事項を履行するものとします。オンサイト監査が開始された後に各号に定める事項が遵守されていないことが判明した場合には、当社は、その判断により、オンサイト監査を中断できるものとします。
 - (1) 当社に対しオンサイト監査に関するすべての記録及び文書を開示すること、
 - (2) 当社担当者及び当社の指定する者の事務所及び作業エリアへの立ち入り及び関係者へのインタビューを許可し、かつ、これらが円滑に行われるよう配慮すること。
 - (3) PCI DSSの要求事項及び監査基準に従って、すべての苦情もしくは是正処置を記録し、当社の要求に従ってその情報を開示すること
 - (4) 責任者を選任し、当社に通知すること
3. 監査時のサンプリング確認等の監査証跡となる各種ログは基本当社へ提出するものとします。但し、契約者の情報セキュリティ上の制限等により提出できない場合は、監査終了日から3年間契約者にて保管するものとします。
4. 当社はオンサイト監査の終了後、対象となったカード会員情報システムと事業所所在地を記載した、PCI DSSの準拠に関するレポート(以下、監査報告書といいます)を書面にて提示します。監査の証としては、監査証明書を発行します。
5. 監査証明後、契約者は当社が決定するまたは当社の認定機関(PCI SSC等)から要求されているオンサイト監査サイクルにて定期的にオンサイト監査を受け入れるものとします。
6. 契約者は、契約者のカード会員情報システムが前回オンサイト監査の際にPCI DSSの要求事項及び監査基準に適合していた部分が、適合しなくなった場合には、どの時点においてもすみやかに書面にて当社にその旨通知しなければならないものとします。当社は、契約者のカード会員情報システムが継続的に有効であるかを確認するため、定期的に契約者の事業所を訪問することがあります。
7. 当社は、PCI DSSの有効性を判断するために、一回ないし複数回の短期予告監査に伴う訪問を行うことがあります。この監査は、定期監査を実施したカード会員情報システムのPCI DSSの有効性に疑いがある場合、苦情を受けた場合、重大な不適合があるおそれがある場合、監査証明条件と異なる広告または宣伝が行われた場合、その他証明の有効性を脅かすような情報を確認した場合等に行われます。
8. 契約者は、監査されたカード会員情報システムに関する以下の重大な事項は、全て当社へ報告するものとします。
 - (1) 法律上、商業上、組織上の地位又は所有権の変更
 - (2) 組織及び経営層(例えば、重要な管理層、意思決定、又は専門業務に携わる要員)の変更
 - (3) 監査されたカード会員情報システム範囲の変更
 - (4) カード会員情報システム及び業務プロセスの重大な変更
 - (5) 監査範囲における重大なセキュリティインシデントの発生
9. 契約者は、事業内容の変更やシステム及び事務所の移転等により、監査対象となるカード会員情報システムの範囲が変更される場合には、すみやかに書面にて当社にその旨通知するものとします。当社は、かかる通知を受けた場合、変更部分の適合性についてオンサイト監査を実施します。
10. 当社は、PCI DSSの要求事項や監査基準に変更があった場合には、契約者に通知いたします。契約者は基準毎に定められる期間において、新しい要求事項や監査基準に適合するためのオンサイト監査を受け入れるものとします。
11. 当社は、契約者の一部に常態化したまたは重大な要求事項や監査基準の不適合があり、定められた期間において是正が確認できない場合には、監査報告書及び監査証明書を取消、または失効させる場合があります。
12. 認定機関(PCI SSC等)から当社に依頼があった場合、契約者は、当社オンサイト監査への認定機関からの監査チームの立会いを受け入れる義務が発生します。
13. 当社は、契約者のオンサイト監査に訓練中の監査員の受け入れを依頼することがあります。契約者は明確な忌避理由がない限り、当該監査員のオンサイト監査への参加を受け入れるものとします。
14. 契約者は、オンサイト監査の際、自己の従業員(派遣社員、業務委託先従業員を含む。)をオンサイト監査に同席させるときは、その者の機密保持について全責任を持つものとします。

15. 当社は、オンサイト監査実施前にカード会員情報システムの適用範囲内の事業について、予備調査を実施することがあります。
16. 当社によるオンサイト監査及び監査証明マークの表示のために、契約者は監査サイクルにおいて次の料金を当社に支払うものとします。
 - (1) 予備調査料金
 - (2) 申請料金(事務手続きのための費用)
 - (3) オンサイト監査料金(監査計画書の作成を含む)
 - (4) 監査報告書作成及びレビュー料金
 - (5) 監査範囲変更に伴う監査料金(オンサイト監査対象ロケーションの変更を含む)
 - (6) 短期予告監査料金
 - (7) 追加サイト監査料金
 - (8) 監査証明料金
 - (9) 東京23区外の場合のサイトまでの移動費用、宿泊費の実費
17. 契約者は、オンサイト監査が原則としてサンプリングで行われること、サンプリングで取り上げなかったことについて、不適合が存在する可能性があることを了承します。

第3条(監査証明マーク、監査報告書及び監査証明書)

1. 当社の監査証明の信頼性を保つため、契約者は、監査証明マークについて、広告宣伝用パンフレットその他の資料(電子データ、紙など媒体を問わない、また社内向け、外部向けも問わない)に、当社の発行する監査証明マーク使用規定に同意し、利用するものとします。
2. 当社は、契約者が本約款の条項に反している場合、又は契約者のカード会員情報システムが前回オンサイト監査にてPCI DSSの要求事項や監査基準に適合していた部分が、適合していないと判断した場合には、いつでも監査報告書の発行の拒否または回収及び監査証明の取消、または失効を行うことができるものとします。
3. 契約者は、当社から監査証明の取消、または失効の通知を受けた場合には広告宣伝用パンフレットその他の資料(電子データ、紙など媒体を問わない、また社内向け、外部向けも問わない)に利用した監査証明マークを含む証明に関するすべての記載を停止または中止するものとします。
4. 監査証明マーク、監査報告書及び監査証明書は当社の所有権に属します。
5. 本約款において明確に契約者に付与された権利を除き、当社は、監査証明マーク、監査報告書及び監査証明書に関する所有権及び著作権その他の一切の知的財産権等も契約者に譲渡・利用許諾するものではありません。
6. 4項の定めにかかわらず監査証明マーク、監査報告書及び監査証明書は、同書記載の注意事項を遵守した上で契約者に利用許諾されます。ただしその所有権及び著作権その他の一切の知的財産権等は契約者に譲渡されないものとします。

第4条(機密保持)

1. 契約者及び当社は、利用契約を通じて知り得た相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密情報及びこれらに含まれる個人情報(以下機密情報という)を第三者に対し漏らしてはならないものとします。
2. 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報に当たらないものとします。
 - (1) 受領者が開示を受けた時点で、既に合法的に知得していた情報
 - (2) 受領者が開示を受けた時点で、既に公知となっていた情報
 - (3) 受領者が開示を受けた後、受領者の故意又は過失によらず公知となった情報
 - (4) 受領者が機密情報に依存することなく、独自に開発、作成した情報
 - (5) 受領者が第三者から機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
3. 当社が法律及びPCI SSCとの契約により機密情報の開示を要求された場合に限り、機密情報を開示することがあります。ただしその場合は、法律によって規制されない限り、当社は契約者に通知するものとします。
4. 本条の規定は、利用契約の終了後も3年間効力を有するものとします。

第5条(当社が行う契約の解除)

1. 契約者が本約款に違反した場合、当社は直ちに利用契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、契約者が以下に該当するときは、あらかじめ契約者に通知することなく利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手続開始の申立てがあったとき
 - (2) 保有する財産について仮差押、仮処分、差押、競売の申立て又は公租公課の強制処分がなされたとき
 - (3) 支払停止、手形・小切手の不渡り、取引停止処分その他著しい信用悪化の状況に陥ったとき
3. 利用契約の終了に伴い、契約者の監査証明は直ちに無効となり、契約者はすべての監査証明に関する記載、監査証明マークを撤去するものとし、契約終了から30日以内に署名入り監査報告書及び監査証明書の原本及びコピーを当社に返却することとします。なお、当社から要請があった場合、すべての記載が撤去された旨の書面による確認を当社に提出することとします。

第6条(損害賠償の範囲)

1. 万一、契約者が当社による監査に起因して何らかの損害(情報等が消失、破損もしくは滅失したことによる損害、又は契約者が監査報告書から得た情報の使用等に起因する損害を含むがそれに限定されない。)を負うことがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、一切の賠償責任を負わないものとします。
2. 当社の義務違反により生じた賠償責任については、損害を生じさせた事象の発生日より前6ヶ月の間に契約者が当社に支払った金額を限

度とし、現実にかつ直接に被った契約者の損害(逸失利益及び特別利益は含まない)の範囲に限定されるものとします。

3. 契約者が監査証明マーク、監査報告書及び監査証明書を利用したことにより第三者に損害を与えた場合、契約者は自らの責任において解決するものとし、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

第7条(契約の成立)

1. 利用契約は当社所定の申込書にてオンサイト監査の申込を受け、この申込に対し当社が承諾した場合に、当社の承諾の日をもって成立するものとします。
2. 申込者又は申込者の役員、社員が暴力団、犯罪組織その他の反社会的勢力と関わりを有する場合には、申込資格がないものとします。
3. 万一、利用契約成立後に申込資格がないことが判明した場合(利用契約成立後に申込資格がなくなった場合も含む。)には、当社は直ちに利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、オンサイト監査の申込を承諾しないことがあります。その場合、当社は申込者に対しその旨を通知します。
5. 契約者がメール等、当社が定めるサービス申込書と別の書式、方法で申し込みを行い、当社が受理した場合、利用約款が適用されるものとします。
6. 契約成立後、契約者が自己都合により契約を解除する場合には、契約者は、監査実施前の契約解除の場合は当社が定める基本料金を、監査実施中及び監査実施後の契約解除の場合は基本料金及び監査費用の全額を、契約解除料として当社に支払うこととします。

第8条(料金等の支払方法)

契約者は、当社が請求書で指定する支払期限までに銀行口座に所定の料金を振込み支払うものとします。ただし、交通費などの実費精算が発生するオンサイト監査の場合、監査終了後、当社が請求書で指定する銀行口座に所定の料金を振り込み支払うものとします。契約者が当社に対して支払った料金はいかなる場合でも返還されないものとします。なお、契約者と金融機関等の中で紛争が発生した場合、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

第9条(割増金及び延滞損害金)

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として当社が指定する期日までに当社が指定する方法により支払うこととします。また、契約者が、料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払期限を経過してもなお支払いがない場合、契約者は、年14.6%の割合による遅延損害金(1年を365日として日割計算)を当社が指定する方法により支払うこととします。

第10条(消費税)

契約者が当社に対し監査に係る金銭債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第11条(再委託)

当社は、当社が必要と認めるときは、監査業務の全部又は一部を第三者に再委託することができることとします。

第12条(準拠法と管轄裁判所)

本約款に関する準拠法は日本法とします。契約者と当社との間の本約款に関わる紛争については、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

この利用約款は、2008年7月16日に発行し、それ以降のサービスのご利用に適用されます。

- (2008年7月16日制定)
- (2010年3月1日改訂)
- (2011年1月31日改訂)
- (2011年6月1日改訂)
- (2013年6月1日改訂)